

政令第 号

森林火災国営保険審査会令

内閣は、森林火災国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）第二十七条第三項の規定に基き、この政令を制定する。

（権限）

第一条 森林火災国営保険審査会（以下「審査会」という）は、農林大臣の監督に属し、森林火災国営保険法第二十二条第一項の規定により森林火災保険に関する事項を審査する。

（組織）

第二条 審査会は、会長一人及び委員八人をもつて組織する。

第三条 会長は、農林大臣をもつて充てる。

会長に事故があるときは、会長の指名する委員がその職務を代行する。

（委員）

第四条 委員は、左に掲げる者について林野局長官の申出により農林大臣が任命し、又は委嘱する。

一 林野局の一級の職員

二人

二 学識経験がある者

六人

第五条 前条第二号の規定による委員の任期は、三年とする。但し補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第二号の規定による委員は、左の各号の一に該当する場合には、任期中でも、これを解任し、又は解職することができる。

一 故意に職務を怠つた場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪え

ない場合

三 刑事事件に関し起訴された場合

第六条 農林大臣は、毎年度予算の範囲内で政府職員の新給与に関する

る法律（昭和二十三年法律第四十六号）第二十八条の規定に基く手当を支給することができる。但し、官吏である委員に対しては、この限りでない。

2 農林大臣は、予算の定める範囲内で、委員に旅費その他の賃金の支給に伴う手当を支給することができる。

（会議）

第七条 計画会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

8 計画会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否全般のと

きは、会長の決するところによる。

(審査の決定)

第八条 審査会は、審査をしたときは、左の事項を記載した決定書を
請求者に交付しなければならない。

- 一 請求者の氏名又は名称及び住所
- 二 審査の目的たる係の表示
- 三 会議の日時及び出席委員の氏名
- 四 事項及び争点の要旨
- 五 審査決定の趣旨

六 審査決定の理由

七 審査決定の年月日

2 審査の決定書の原本は、会長の指名した委員が作成し、会長及び
出席委員全員がこれに署名押印しなければならない。

(庶務)

第九条 審査会の庶務は、農林省林野局において処理する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

森林火災国宮保険法（昭和十二年 法律第二十五号）第二十二条の規定によつて、森林火災国宮保険審査会等を定める必要があるからである。

参照

昭和十二年法律第二十五号

森林火災国営保険法

第二十二条 保険契約者被保険者又ハ保険金ニ付權利ヲ有スル者ガ森林
火災保険ニ關スル事項ニ付政府ニ對シテ民事訴訟ヲ提起スルニハ森林

火災国営保険審査会ノ審査ヲ經ルコトヲ要ス

前項ク審査ノ請求ハ時効ノ中斷ニ關シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス
森林火災国営保険審査会ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム